視察報告書

報告者氏名：流山市議会公明党　野村　誠、戸辺　滋、岡　明彦、桑畑　伴子

１　参加議員

野村　誠、戸辺　滋、岡　明彦、桑畑　伴子

２　日時

令和５年８月２１日（月）　午前１０時３０分～午後４時３０分

３　視察場所（市内・柏市）

（１）学校法人岡本学園　児童発達支援事業所　「たけのこ」

（２）教育支援センター　「フレンドステーションしんかわ」

（３）医療的ケア対応複合施設　「すくすくハウス」

４　視察事項

（１）学校法人岡本学園　児童発達支援事業所　「たけのこ」

新規で設立した児童発達支援事業所の現場視察

（２）教育支援センター　「フレンドステーションしんかわ」

「フレンドステーションしんかわ」の現場視察

（３）医療的ケア対応複合施設　「すくすくハウス」

「すくすくハウス」の現場視察

５　所感等

（１）学校法人岡本学園　児童発達支援事業所　「たけのこ」

市内で平和台幼稚園と南流山幼稚園の 2 園を経営する学校法人岡本学園が新たに令和５年６月設立した児童発達支援事業所「たけのこ」を視察しました。

児童発達支援とは、主に、６歳までの未就学児を対象とした、障がいのある子どもに対し身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようするために行なう、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をするものです。

児童発達支援には、大きく分けて「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」の２種類あり、流山市にある児童発達支援センター「つばさ学園」は市内に１カ所の福祉型の児童発達支援センターで（定員４０名）

①３歳から就学前の発達の遅れのある児童の食事、排泄、着替えなど生活上の基本的な動作の獲得支援
②言葉の基本となる遊びやお絵かき、ハンドプレイなど学習支援の基礎を支援
③基本的な身体の動きを育てつつ、身体の動きと手の動きを育てます。

また、保育所等訪問支援サービスである「放課後等デイサービス」も行なっています。

一方で児童発達支援事業は規模が小さく、身近な療育の提供場所として発達障害の児童やその保護者が通いやすいよう地域内に数多く存在しており、市内に約３０カ所存在しています。そんな中でも今回、視察した児童発達支援事業所「たけのこ」は幼稚園を経営母体とした児童発達支援事業所であり、自然豊かな森を遊び場として、個々の子どもたちの育ちに寄り添い、基本的生活習慣の習得、自然での遊びを通して身体を育てる、認知、言語の育ちを支える、情緒の安定を図る、心理士との相談など保護者への支援をおこなっているのが特徴です。支援スタッフは、保育士３名、施設管理者１名、児童発達管理官１名からなり、定員は１日１０名で最大週３日の利用が可能で、幼稚園の園バスを利用することができます。このような施設が地域に存在することは、子どもの発達に不安を抱える保護者にとって大変に心強く、今後、更にニーズが高まっていくと感じました。

今後の課題としては、放課後等デイサービスを拡充するためのマンパワーが不足しているとのことで、児童発達管理官になるための高いハードル、育成が課題であることと、保護者の多様なニーズに応えるため、特にむずかしい障がい児も多いなか、保護者の就労実態を踏まえ、支援時間が長くなる児童にたいしての支援の拡充を図るべきと感じました。市としてできることを研究し提案して行きたいと思います。

（２）教育支援センター　「フレンドステーションしんかわ」

「学校に行きたい」「行かなければならない」と思っていても様々な理由で学校に足が向かない。自分でも理由がわからないけれど、なぜか学校に足が向かない。でも、今の状況から、一歩進みたい。そんな、子ども達が集まる場所。

利用人数は年々ふえています。「フレンドステーションしんかわ」では、共通したカリキュラムはなく、児童自身が計画を立てて学習しています。そこに程よい距離感を保ちながら、声かけをされたり、注意力が低下してきた児童には、別の部屋で遊ばせたり、発散させたりと、児童一人一人に寄り添うサポート体制がありました。

季節の野菜なども植えていました。校外学習１回。宿泊学習なども行われている夏休みで児童が居ないときに、フレンドステーションしんかわへ行かせていただきましたが、児童からは、フレンドステーションへ通ううえで自信がついた。やりたいことができる様になった。とうれしい声があったそうです。

不登校の児童、生徒が通える場所がある。帰る場所がある。相談できる場所がある。保護者の方の相談や親の会なども行い、カウンセラーの相談もできて保護者、児童に寄り添うことができるようになっていました。児童が伸び伸びと、そして自信が持てるようになれるよう、始まったばかりのフレンドステーションしんかわのこれからに、期待したいと思います。

（３）医療的ケア対応複合施設　「すくすくハウス」

厚生労働省によると、全国の医療的ケア児は推計でおよそ２万人とされており、過去１０年間でほぼ倍増しています。この背景には、近年の医療技術の発達により、それまで救命が困難であった子どもの生命が救われるようになったことが大きな要因とされています。医療的ケアを必要とする人は、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等が不可欠であり、保護者等の家族が２４時間体制で付き添う必要に迫られ、精神的及び肉体的な負担や社会からの孤立、就労の機会を失う等、様々な問題が生じてきました。このような状況を受け、国は令和３年９月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」を施行しました。同法は、医療的ケア児やその家族が居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられることを基本理念とし、国や自治体による支援をそれまでの努力義務から責務として規定し、支援強化に乗り出しています。同法の施行に伴い、全国の自治体で医療的ケア児等支援センターが開設され、関係機関と当事者等がよりつながりやすい環境整備が図られると共に、保育施設における医療的ケア児の受け入れが全国的に進展を見せる等、着実にその効果が発揮されつつあります。

一方で、医療的ケアの度合いにより施設入所が困難であったり、限られた時間での入所しか認められない等、全ての課題解決には至っていない現況もあります。

今回、視察で訪れた医療的ケア対応複合施設「すくすくハウス」は、そういった家族の負担軽減はもとより、医療的ケアを必要とする当事者がより安心して生活し、希望があれば就労にも繋げられる等、あらゆる面で当事者やその家族に寄り添い続けることを目的に開設された複合施設です。建物は２階建てとなっており、１階には就労支援及び生活介護作業訓練室が３室、その他にも児童発達支援室や放課後デイサービス、多目的室等で構成

されています。２階には、多目的ホールやショートステイのためのスペース、スタッフステーション、更には診察室まで設けられていました。これまでの通所施設では行き届かない夜間における支援及び受け入れも可能とすることにより、家族の負担軽減に大きく寄与すると共に、診療室の開設により急な容態の変化にも対応できる等、あらゆる面でのサポート体制を可能としていることが確認できました。

また、特筆すべき点として、地域に根差した施設を目指していることが挙げられます。具体的には１階の一部スペースにコミュニティ・カフェを開設し、そこで医療的ケアを必要とする方が働けると共に、地域に開放することで交流の場としています。今後は季節に合わせたイベント等も企画しているとのことで、地域に開かれた施設とすることにより、当事者やその家族が社会から孤立することなく、日々の生活をより楽しむ配慮がなされている点に大いに共感をもつことができました。

以上